

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月18日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第11号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記様式第3号の5（第9条の10関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>1 略</p> <p>2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は<u>道路交通法第119条の2第1項第3号</u>の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 様 年 月 日 主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者の氏名</p>	<p>別記様式第3号の5（第9条の10関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>1 略</p> <p>2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は<u>道路交通法第119条の3第1項第3号</u>の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 様 年 月 日 主たる事務所の所在地 法人の名称 代表者の氏名</p>
<p>別記様式第3号の7（第9条の13関係） (表)</p>	<p>別記様式第3号の7（第9条の13関係） (表)</p>

略

備考 略

注 略

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

1及び2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

略

略

備考 略

注 略

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

1及び2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

略

別記様式第3号の13(第9条の18関係)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1及び2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名 印

別記様式第3号の13(第9条の18関係)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1及び2 略

3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4～8 略

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名 印

附 則

この規則は、平成19年9月19日から施行する。